



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	動物倫理への新たなカント的アプローチ Kantianism for Animals の論点とその評価
Author(s)	清水, 颯
Citation	応用倫理, 16, 84-94
Issue Date	2025-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.16.84
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95763
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_8_84-94.pdf



研究ノート

動物倫理への新たなカント的アプローチ Kantianism for Animals の論点とその評価

清水颯（北海道大学）

要旨

本稿では、カント主義の立場から動物に対する道徳的配慮を擁護しようとする新たなアプローチを検討する。既存のカント的アプローチは、動物に対する「直接義務アプローチ」と「間接義務アプローチ」に大別できる。本稿は、それに対する新たなカント的アプローチとして、N. D. Müller の Kantianism for Animals に注目する。ミュラーは、カントの議論に対して根本的な修正を加え、動物に対する道徳的配慮を擁護する。本稿は、ミュラーのアプローチを次の四点から評価する。①人間性の定式と義務的目的に関するカント解釈、②義務の方向性に関するカント解釈、③他者への尊敬の義務を自己に対する義務に分類する解釈、④動物の行動に目的を認める解釈、である。その上で、Kantianism for Animals は既存のアプローチに対して、価値や権利を第一のものとして据えるのではなく、あくまで義務を第一のものとして議論を構成している点に特徴があることを指摘する。そのうえで、最後に「義務の相互性」と「動物の目的」に関するカント解釈の懸念点を指摘する。

Abstract

In this paper, I examine the Kantian approach to advocating for moral consideration toward animals. Traditionally, there are two principal Kantian perspectives on this issue: the “direct duty approach” and the “indirect duty approach.” My focus, however, is on N. D. Müller’s Kantianism for Animals, a novel Kantian framework within animal ethics. Müller proposes radical revisions to Kant’s arguments, advocating for a moral concern for animals. I assess Müller’s approach from the following four points: (1) his interpretation of the Formula of Humanity and obligatory ends, (2) his conception of the directionality of duties, (3) his framing of the duty of respect for others as a duty to oneself, and (4) his view on the ends inherent in animal behavior. I then evaluate Kantianism for Animals positively relative to the existing approaches, pointing out that it is unique in that it does not take values and rights as first, but rather duties as first. Nonetheless, I raise concerns regarding Müller’s interpretation of duty reciprocity and the ends of animals.

1. はじめに

「人権 (human rights)」という概念に顕著のように、配慮され保護されるべき権利の主体は人間のみであると考えられてきた歴史がある。しかし近年、動物の権利や福祉についての関心が高まり、それに呼応して、「動物倫理」と呼ばれる倫理学の分野が確立されている。シンガーの『動物の解放』による「種差別批判」を筆頭に、動物の権利を保護しようという倫理的な動きはよく見られる。かれらは、有感存在 (sentient being) である動物も人間と同じような道徳的地位を有することを認め、動物に対する不当な搾取や虐殺を抑えるよう倫理的に訴える。代表的なものとしては、快楽を善、苦痛を悪ととらえるタイプの功利主義や、動物権利論と呼ばれる立場から動物の道徳的地位を向上させようとする立場などがある。

動物の権利や道徳的地位を問題にすると、人間中心の見方をとる理論は批判の対象とされるだろう。本稿が主題とする 18 世紀ドイツの哲学者イマヌエル・カントも、人間中心主義的な世界観から道徳を捉えており、動物をモノとして分類していると暗黙的に批判されてきた (cf. Camenzind 2021)。たしかにカントは、人間的な理性の能力を基準に道徳の共同体を考えていた。これはカントに責任があるというよりは、18 世紀という時代的制約が大きいだろう。当時、動物が尊厳やなんらかの権利に値する存在であると考えてるのは難しかったはずである。そうであれば、カントはそもそも動物の道徳的地位など問題にしておらず、もっと言えば、する必要などなかったと言えるかもしれない。

とはいえ、カントの思想が動物権利論から無視されていたわけではない。例えばトム・レーガンは、カントの「目的それ自体」という概念を使って動物権利論を展開するという点では、カントに触発された議論であるといえるだろう。しかし、それはカント解釈として展開したものでも、カントの理論や枠組みをベースにしたものでもない。その意味でいえば、動物をカント的な道徳の共同体に含める試みは無益なものに終わりそうにも思ってしまう。

しかしそうではない。少なくとも筆者が知る限り、カントから動物倫理を肯定的に論じるアプローチが二つ存在する。私はそれを、「動物に対する直接義務アプローチ」と「動物に関する間接義務アプローチ」と呼ぶ。そして 2022 年には、バーゼル大学の N. D. Müller によって提出された博士論文 *Kantianism for Animals: A Radical Kantian Animal Ethic* が、そのどちらでもない理論を提示した。しかし、これを第三の枠組みと呼びうるかはまだ評価が定まっていない。そこで本稿では、既存の二つのアプローチに対して、Kantianism for Animals が第三の立場として動物倫理のための新たなカント的アプローチとして機能するのかどうかについて検討する。

以下、第二節では、既存の二つアプローチ、すなわち「直接義務アプローチ」と「間接義務アプローチ」について概観し、その批判点を中心に述べる。第三節では、ミュラーによってカントの立場をラディカルに修正したものと称される Kantianism for Animals について、既存のアプローチの何を批判しているのか、そしてラディカルな修正とは何であるのか、に注目して紹介する。そのうえで、第四節では、いくつかの焦点に絞って、Kantianism for Animals をカント解釈の観点から評価する。なお、本稿では、Kantianism for Animals の理論を批判的に検討することに主眼を置くため、ミュラーが後半部で試みている応用的な議論（動物利用や動物消費に関する議論）の評価はしない。

2. 動物倫理への直接義務アプローチと間接義務アプローチ

カントの倫理学に関するテキストには、動物福祉的な関心から動物の権利や尊厳などを論じた形跡はない。それゆえ、カントのテキストから積極的に動物が道徳的に扱われるべきであることを論証するのは難しい。実際にカントは、定言命法の「人間性の定式」と呼ばれる命令として、「汝の人格や他のあらゆる

人の人格における人間性を、いつでも同時に目的として扱い、決して単に手段として扱わないように行為せよ」という（IV:429）¹。この命令では、「人格における人間性」のみがたんなる手段として扱われることが禁止されている。カントは、人格のみが絶対的な内的な価値（尊厳）をもち、それ以外の存在は相対的な価値（価格）をもつと考えた。人格は理性的で自律的な存在者を意味しており、カント的な意味では動物はそれに含まれない。その意味で、動物はたんなる手段として扱うことが許容されているように思われる。もしそうであれば、カント倫理学は動物に対する道徳的振る舞いを否定的にしか論じられないかもしれない。

しかしカントは、動物は道徳的な観点からどうでもいい存在であり、配慮する必要などないと断罪したわけでもない。実際に、現代の解釈者たちには、カント倫理学から動物倫理を論じることに可能性を見出している人たちが少なからずいる²。本節では、それらを「直接義務アプローチ」と「間接義務アプローチ」の二つに大別し、概観していく。

2.1 直接義務アプローチ

直接義務アプローチは、動物は道徳的に扱われるべき存在であるから、我々は動物に対して直接的に義務を負う、という立場である。その代表格としては、クリスティーン・コースガードが挙げられよう。彼女は、カント解釈の枠内で、動物は道徳的地位をもつ存在であり、それゆえ我々は動物に対して直接的な義務を負うということを主張する。コースガードの主張のコアは、カントの「目的それ自体」は、理性的存在者としての人間だけでなく、自然的存在者としての動物にも認められるべきであるという考えである（Korsgaard 2018）。

コースガードは、動物に対する義務と人間に対する義務が等価であるとは考えていない。なぜなら、動物は人間のような道徳法則を自ら立法する意志をもたず、相互的な立法は不可能だからである。それゆえ、動物と人間の義務の関係は、人間同士のそれと違って非対称的である。コースガードによれば、そうだとすると我々は動物に対して義務を負っている。では、いかなる理由からそれが可能になるのだろうか。ポイントは、「目的それ自体」という概念の解釈である。カントの「人間性の定式」によれば、目的それ自体は理性的存在者である人格なのだから、動物は目的それ自体ではなく、たんなる手段となりそうであるが、コースガードはそれを否定する。コースガードによれば、カントの「人間性」は、「理性的行為者性」と呼ばれるもの、すなわち合理的な選択によって目的を設定する能力を意味するのであり、種差別的な立場にコミットするものではない。目的を設定して合理的に行為するためには、自分にとって価値あるもの、つまりよいものを前提しなければならない。それを可能にするのは自然的な傾向性であるから、有感存在

1 カントからの引用はアカデミー版カント全集の巻数と頁数で示す。

2 例えば、本稿で取り上げるミュラーは、カントと動物倫理に関する研究を次のように4つに分けて整理する（Müller 2022）。

1. 急進的（radical）で保守的（conservative）な見解
動物に対する義務はないが、動物に関する義務はあるというカントの見解をそのまま支持する立場（Hayward 1994; Baranzke 2005; Geismann 2016; Basaglia 2018; Herman 2018）。
2. 穏当（moderate）で保守的な見解
カントが提示する動物に関する義務は、カントが考えていたよりもさらに踏み込んだものであると主張する立場（Egonsson 1997; Denis 2000; Altman 2011, 2019）。
3. 穏当で進歩的（progressive）な見解
動物に対する義務を、他人（人間）に対する義務とは規範的根拠が異なる、別の種類の義務として追加する立場（Wood 1998; Timmermann 2005; Garthoff 2011; Cholbi 2014; Korsgaard 2004, 2012, 2013, 2018）。
4. 急進的で進歩的な見解
他人に対する義務一般に関するカントの概念を修正し、動物に対する義務を他人に対する義務と同じ根拠から説明する立場（Müller (2023) Kantianism for Animals）

であるということが価値の根本にあるというのだ。

ここからコースガードは、目的それ自体は人間性あるいは人格の言い換えではなく、自分にとっての善を目的として追求することができることを意味すると解釈する。そうであれば、動物もかれらにとっての絶対的な善 (absolute good) を希求する存在である限り、目的それ自体でありうる (p. 145)。これは、人間と同じ意味で目的それ自体であるというわけではない。人間のみが反省的な理性能力を用いて目的を追求するのに対して、動物は本能的に目的を追求するからである。しかしこれは、人間のみが道徳的に扱われるべき目的それ自体であることを含意しない。動物は義務の主体として相互的な立法は不可能であっても、義務の客体である目的それ自体ではあるのだから、我々は動物に義務を負うということだ (pp. 138-145)。このコースガードの理解によれば、「動物が目的それ自体ではない」というカントの主張からは、動物は「道徳法則の立法者ではない」という意味を読み取ることはできても、動物に対するいかなる義務も存在しないという意味を読み取ることはできない。

しかしコースガードの解釈は、カントが理性という能力の特権性を自明視したうえで、人間性の尊厳を論じているという避けられない時代的背景を矮小化しているようにも見える。また、目的それ自体が価値の源泉であり、それは自らにとって価値あるものを求める目的設定能力であること、そのためには有感性を前提するという解釈に支えられているが、それはカント解釈としては議論の余地がある。その意味で、どこまで「カント的」であるのか評価は難しい。それに対して、よりカントのテキストに基づいて動物に対する道徳的配慮を擁護する論調もある。それが「間接義務アプローチ」である。

2.2 間接義務アプローチ

間接義務アプローチとは、カントが『道徳の形而上学』の第二部である『徳論』や『倫理学講義』で展開する「間接義務」に基づいたアプローチである。大雑把に言えば、間接義務アプローチとは、動物に対する義務はないが、人間に対する義務から間接的に派生して動物への非道徳的な振る舞いが禁止されるため、人間は動物に関する義務を負っているというものである。この論証は、動物の直接的な権利等を擁護することはできないが、我々の動物についての倫理的な振る舞いを（間接的とはいえ）義務として規定できるという点で重要である。

間接義務アプローチを支持する比較的初期の論者であるデニスは、有感性などの基準では道徳的地位をもちえない存在（例えば昆虫）に関しても道徳的義務を規定できるカントの議論を、より広範に及ぶ動物倫理の枠組みとして考えている (Denis 2000)。ほかにも、アルトマンは、シンガーやレーガンの動物擁護の議論と比較しても、カントの間接義務の議論は弱いものではないと考え、「ここでのカントの立場の含意は、動物権利論や動物福祉論と矛盾するものではない」と結論づける (Altman 2014: p. 20)。日本の論者としては、中村が間接義務アプローチを擁護する議論を展開している (中村 2024)。

しかし間接義務アプローチにも問題がある。間接義務アプローチは、たしかに動物の権利などに全く関心を示さないような人に対する議論としては説得的に見えるかもしれない。しかし、動物倫理がまさしく問題にしていることは、動物の道徳的地位である。そうであれば、やはりこのような人間中心的なアプローチでは十分とは言えないだろう。 Cholbi が指摘するように³、間接義務アプローチでは、結局のところ動物を虐待することがいかに悪い性格を表出させるか、あるいは助長するかという事実がなければ、私たちは動物に関する義務をまったく持たないことになる。つまり、間接義務アプローチからは、動物そのものは道徳的配慮の対象ではなく、あくまで私たちが自己に対して負っている義務から派生する手段としてし

3 Cf. Cholbi 2014 p. 342. なお、Cholbi も動物に対する直接義務、特に動物福祉を促進する不完全義務を認めることができると主張している。

か動物を配慮する必要がない。その意味で、間接義務アプローチは、私たちの道徳的義務における動物福祉の役割を捉えることはできない。

大きく分けて、既存のカント的アプローチは上記の二つ（直接義務アプローチと間接義務アプローチ）に分類できる。両者に共通するのは、カントのテキストを解釈すれば、そこから動物に対する道徳的配慮を読み取ることができるというものである。しかし両立場とも問題がある。直接義務アプローチは動物を道徳的配慮の対象とするための強力な議論であるがカント解釈として難点を抱えるし、間接義務アプローチはカント解釈としては穏当であるが動物を道徳的配慮の対象とするためには限定的である。

3. Kantianism for Animals とは何か

さて、我々はカント的な方法で動物に対する道徳的配慮を擁護する方向を諦めるべきなのだろうか。いや、諦めるとまでは言わずとも、それは限定的なものにすぎないのだろうか。もう一つの途があるとすれば、それはカントの議論に対して根本的な修正を加えつつ、それでも着想や方法の面で「カント的」であり続けるアプローチをとることであろう。そこで本稿では、ミュラーの Kantianism for Animals に注目したい。

Kantianism for Animals、日本語で言えば「動物のためのカント主義」と名付けられるこのアプローチは、従来人間を対象としてきたカント倫理学を、人間以外の動物にも拡張しようとするもので、動物が道徳的配慮 (moral concern) に値する存在であることを提案するものである。ミュラーは、カント倫理学の枠組みを損なうことなく、動物に対する義務を含むようにカントの枠組みを修正しようとするため、カント主義の「建設的 (constructive) で修正主義的 (revisionist)、そしてラディカルな (radical)」アプローチを提案する (p. 9)。「動物のためのカント主義」という名の下、ミュラーは、動物も人間と同じように道徳的配慮が向けられるべき存在である点で、従来のアプローチにはなかったラディカルさを有している (p. 11-13)。

ミュラーが注目するのは、徳の義務として提示される「同時に義務である目的」(ミュラーは義務的目的 (obligatory ends) と呼ぶもの) である。この義務は、行為の命令するものではなく行為の目的の命令するものである。次節で説明するが、カントによれば、同時に義務である目的の中には「他者の幸福」が含まれる。それは、「他者の幸福を促進すること」を自分の目的として採用する義務であり、実践的愛の義務や尊敬の義務として論じられる。ミュラーによれば、この観点こそが動物が道徳的配慮の領域に含まれることを提唱する上で有益である (p. 26)。例えば、既存のアプローチとしての間接義務アプローチは、結局のところ動物の幸福や福利に対して無関心であることを容認してしまうため、動物を道徳的配慮の対象として含めようとする議論にとっては有益なものではない (p. 78-80)。

では、ミュラーのアプローチの特徴とは何か。本稿では大きく以下の四つの観点から紹介し、評価したい。(1) 人間性の定式と義務的目的の解釈 (Kantianism for Animals 第4章)、(2) 義務の方向性に関する解釈 (同書第5章)、(3) 他者への尊敬の義務に関する解釈 (同書第6-7章)、(4) 動物の行動の目的に関する解釈 (同書第6章)。特に (1) はカントに基づいた解釈であるのに対して、(2) (3) (4) はカントの記述を超えて、動物のためのカント主義へと修正を加えたものである。

3.1 人間性の定式と義務的目的の解釈

ミュラーは、人格を目的それ自体として扱うべきと命じる定言命法の人間性の定式を、道徳的配慮の対象を規定する実質的な原理ではなく、たんに自律的意志を記述した形式的な原理にすぎないと解釈する。それによって、人間性の定式から動物が排除されるとしても、それは道徳的配慮の対象に動物が含まれないことを意味するわけではないと指摘する。まずは、人間性の定式によって動物が道徳的配慮の対象から

排除される論証を確認したい (p. 91)。

1. 人間性の定式は、道徳的配慮の範囲を定めている。
2. その範囲は、有限な理性的存在に正確に線引きされる。
3. しかし動物は理性的存在ではない。
4. したがって、動物は道徳的配慮から除外されなければならない。

例えばコースガードは、前提2を否定し、道徳的配慮の範囲を有限な理性的存在者、すなわち人間に限定すべきではないと主張する。そして、コースガードは、「目的それ自体」として前提されるべき能力を、「動物性の価値」、すなわち選択対象を追求する能力の価値（自然的な善）であると解釈し、その能力をもつ動物にまで道徳的配慮の範囲を拡張する。一方でミュラーは、1を否定し、人間性の定式は道徳的配慮の範囲を確定する実質的な原理ではないとする (p. 93)。人間性の定式では、理性的で自律的な存在のみが目的それ自体であるということが明示されるが、それは「目的それ自体が道徳的配慮の対象である」という主張ではなく、それらを混同するのは誤りであると指摘する (pp. 94-5)。

人間性の定式がたんに形式的な原理であるという解釈は、リース以来指摘されている解釈であり (Reath 2013)、ミュラーはそのアプローチを動物倫理の文脈に採用する。こうして、人間性の定式を道徳的配慮の範囲を決定する実質的な原理とみなさないことで、たとえそれが動物を排除するとしても、動物は理性的で自律的な存在ではないという記述が導かれるだけであり、動物が道徳的配慮の対象ではないという結論は導かれずと解釈する⁴。

ミュラーは、道徳的配慮に関する説明を与えるのは人間性の定式ではなく、私たちが採用すべき義務的目的の理論であるという方針をとる。義務的目的とは、理性的存在者である人間が自ら設定すべき行為の目的であり、カントはそれを「自己の完全性」と「他者の幸福」の二つであると述べる (VI: 385-6)。ミュラーの戦略は、カントによる他者への道徳的配慮の説明は他者の幸福を促進するという義務的目的を中心に展開されると考え、この幸福促進の対象に動物も含まれると解釈するということである (pp. 115-6)。そうであれば、道徳的配慮の範囲は、それが理性的存在者であるかどうかではなく、幸福を感じる能力があるかどうかで引かれることになる。こうして、動物が「目的それ自体」であるかどうかという問題から、動物の幸福が他者の幸福という義務的目的の一部と見なされるべきかどうかという問題へと視点が移る (p. 122)。ミュラーによれば、カントの道徳的配慮の対象に動物を含めるためには、「人間性の定式」を形式的原理として解釈することで道徳的配慮の範囲を実質的に決定するものではないと切り離すこと、そして、他者の幸福という義務的目的が道徳的配慮に関する実質的原理を与える、という解釈をとる必要がある。

3.2 義務の方向性に関する解釈

カントは、義務が向けられるのは、道徳法則を共有できる自律的な理性的存在のみであるという相互人間的 (interpersonal) な義務論をもっていたと通常考えられている。つまり、道徳法則を互いに共有できる立法主体のみが、相互に義務によって拘束することができる、ということである。もしその理解が正しいのであれば、道徳法則の立法主体ではない動物は義務の対象に含まれない。そこで、ミュラーは義務の方向性をめぐるカントの議論を修正することを試みる。

4 ミュラーは、人間性の定式が自律的意志の純粋に形式的な原理であるという解釈が唯一の正しい解釈であると考えているわけではない。その読み方が可能であり、動物のためのカント主義に有用であるという意味でその解釈を採用している (p. 122)。

ミュラーは、それぞれの自律的主体がなぜ同じ道徳法則のもとに拘束されるのかをカントは説明できないという批判をするトンプソンの議論を紹介することからはじめる (p. 127)。トンプソンの批判は、道徳法則を共有するという二項性を説明するには、共有された同一の法のもとにある (契約など) という前提が必要だが、カントはその前提を説明しないというものである。これに対して、ダーウォルのように二人称的権威の観点から義務の方向性を説明しようとする応答もありえるが、それは道徳法則を自律的に立法するという見解と相いれず、カント的応答としては不十分である。そこでミュラーは、義務の方向性を相互立法や二人称的観点から解釈することを退ける。

ミュラーは、たとえ他者が道徳法則を共有していなくても、他者についての義務は可能であると考え、一人称的なカント的見解 (first-personal Kantian view) を提案する (p. 135)。この見解によれば、義務の方向性を説明するために道徳法則の共有や二人称的な権威は必ずしも必要ではなく、自律的な主体という一人称的な観点から、義務の方向性あるいは対象を説明することができるというものである。

では、一人称的な観点から義務の方向性をどう説明するのか。ミュラーは、義務の方向性とは、義務が何について (about) のものであるか、という問題であると考え、義務の内容あるいは実質にかかわると解釈する (p. 137)。義務の実質として考えられるのは、義務的目的である「自己の完全性」と「他者の幸福」である。義務的目的は私たちが自ら設定すべきものであるから、他者の幸福についての義務は、私たちが他者から要求されることによって発生する義務ではなく、あくまで義務的目的の設定主体によって自律的に導かれる義務であると解釈できる。そうであれば、他者の幸福を促進することを目的とする、という義務について、二人称的権威や共有立法という前提をする必要がない。この点で、他者に対する義務は一人称的な観点から導かれる義務とみなすことができる。こうして、道徳法則を立法し、相互に拘束するという条件を義務の対象から外すことによって、動物を義務の対象から排除する論証を退けることができる。

3.3 他者への尊敬の義務に関する解釈

伝統的に、カント倫理学においては、道徳的被行為者 (moral patients) すなわち道徳的配慮の対象は自律的な理性的存在者であると考えられているので、それに動物を含めるためには、その前提を修正しなければならない。そのためにミュラーは、カントが徳の義務として位置付ける「尊敬の義務」の修正的な解釈へと向かう。カントは尊敬の義務の対象を、道徳的行為者、すなわち私たち人間と道徳的に対等な立法主体に限定するため、このままでは動物はその対象から外れてしまうからである。まずミュラーは、そもそもカントの尊敬の義務は、義務の分類上難点を抱えていることを指摘する (p. 154、すでに2章でも指摘していた)。カントは尊敬の義務を他者に対する徳の義務だとしているが、その義務が他者の幸福という義務的目的から派生しているようには見えない。さらに、徳の義務は義務的目的を採用する義務であるが、尊敬の義務が規定しているのは他者よりも自分を高めてはいけないという否定的義務であるため、積極的に行為の目的として義務的目的を採用することを命じる徳の義務のように見えない (p. 154, VI: 449)。そこでミュラーは、尊敬の義務を他者に対する徳の義務として分類しないという方針をとる。

尊敬の義務は、無制限に他者に便益を与えることを要求する愛の義務に対する対抗力であり、引力に対する斥力であると説明される (VI: 470)。ミュラーはこれを、他者に対して自分を不当に高めてはいけない義務として説明する (p. 154)。この義務は、自己の態度を規定する義務であるから、ミュラーは尊敬の義務を自己に対する徳の義務と解釈する (p. 155)。ミュラー自身が言うように、尊敬の義務を自己に対する義務と解釈するためには、カントから離れる必要がある。

自己に対する徳の義務として尊敬の義務を考えるとどうなるか。自己に関する義務的目的は「自己の完全性」である。これは、義務を遵守する道徳的状态を維持することを意味する (pp. 155-6)。ミュラーは、この自己の完全性という目的に、自己を不当に高めないことを含める。つまり、自己に対する徳の義務と

して、自分が他者より価値があると考え他者を見下すような態度をとることを禁止する義務を位置づける。それゆえ、尊敬の義務は、他者に対して自分を不当に高めてはいけない自己に対する義務として解釈される。これは「内的驕傲」を禁止する義務であり、ミュラーはこの義務を「不驕傲 (non-exaltation)」と呼ぶ (p. 156)。

では、この修正を経て、私たちは動物に関しても「不驕傲の義務」を負うかどうかを考える必要がある。もし負うのであれば、尊敬の義務によって規定される態度を、動物にも向けなければならないことになるからである。ミュラーは、動物はカント的な意味で道徳的行為者ではないので、そこに平等性や対称性はないが、動物よりも自らを不当に高めてはならないという義務が人間の側には存在しないと主張する (p. 158)。動物はたしかに道徳的行為者である人間と同じ存在ではないが、それは優劣を示すわけではない。というのも、動物は道徳的に善い行為も悪い行為も行わないため、人間より劣っていると評価されるべきではないからである (p. 158)。それゆえ、動物に対して不当に自らを驕傲することは許容されない。よって、尊敬の義務の議論によって、動物が配慮の対象から排除されることはない。

3.4 動物の行動の目的に関する解釈

カントの他者に対する徳の義務とは、他者の目的 (幸福) を自分の目的にすること、そしてその目的が達成されるよう援助することである。その対象となる他者とは、道具的な実践理性を用いて、自分の幸福を目的として設定することができる存在である (p. 159)。しかし、カントは動物が自分で目的を設定して幸福追求することを認めないため、そのままでは義務の対象となりえない。たしかにカントは (デカルトと違って)、動物にも心的状態があることは認めるが、かれらが自身の幸福を道具的な理性を用いて推論的に洞察し、それを追い求めるとは考えていない。そこでミュラーは、他者の目的がその存在にについての幸福を示唆する機能 (indicative function) があればよいと考える (p. 160)。動物はかれらの幸福という目的を道具的理性によって示唆することはなくとも、生物的機能性 (biological functionality) によって示唆している (p. 160)。動物の行動は、かれらの健康と繁栄のための生物学的機能を果たしており、それはかれらの幸福と密接な関係にあるため、私たちが配慮すべき動物も幸福追求の主体である。それゆえ、動物の幸福を促進することは、主として動物自身の幸福追求を助けることであるという見解が導かれる。

動物も自身の幸福に関心を持ち、それを求める存在であることは示されたが、目的に向かって行為するための行為者性 (agency) をどう考えるべきか。カントはたしかに動物にも選択意志 (arbitrium brutum) を認めるが、それは人間のような自由の能力とは違うため、少なくとも人間のような仕方での目的設定・追及はできない。カントによれば、動物は表象と概念の能力を使えないからである。しかしミュラーによれば、動物の行為は本能という非概念的な原因によって引き起こされ、人間とは違う仕方ではあるが目的を非概念的な仕方では表象し追求することはできる (pp. 162-3)。つまり、動物は対象を個別化して表象することはできないが、非概念的な感覚的な意識 (awareness) を持つ。ここから、動物は「曖昧な目的 (obscure ends)」をもつことができると説明される (p. 167)。つまり、カント的な狭いテクニカルな意味では動物は目的をもたないが、非概念的で曖昧な目的をもちうるのである。

次に、動物の曖昧な目的は人間の義務にとって重要なのかどうかを検討される。ミュラーの枠組みでは、その存在が自身の幸福を目的として目指しているかどうかの問題となる。たしかに動物は、人間のように道具的理性を用いて自身の幸福を目的として追求するわけではない。そこでミュラーは、幸福を示唆する機能を実践的意味と生物学的意味の二つに分け、後者のみを動物に認めるという戦略をとる (p. 169)。動物の行動は、実践的な意味での幸福を「目指す」ことはできないかもしれないが、自然的あるいは生物学的な機能性の問題として、幸福を「目指す」ことはできる。こうして、動物の行動は、動物の幸福と密接に関連した生物学的目的を実際に果たしていることを認めることで、動物の目的も私たちが配慮するべきも

のになる (p. 172)。

4. Kantianism for Animals の特徴の評価

Kantianism for Animals の枠組みは、既存のカント的アプローチや動物倫理と何が違うのだろうか。まず、コースガードなどの既存のカント的アプローチは、価値 (目的それ自体) を第一とするのに対して、ミュラーは義務を第一とする点である (p. 178)。つまり、道徳的配慮の根拠としてカントが理性的存在に与える価値にコミットせず、代わりに自律的意志に基礎を置く義務的目的に焦点を当てる。コースガードは、目的それ自体としての価値を規範の源泉と考え、動物も目的それ自体という価値をもつ存在であると解釈することで、動物を道徳的配慮の対象とする。

一方でミュラーは、動物が重要なのは、動物が道徳的価値を示すからだとは考えない。ある存在が道徳的配慮に値する存在であるということは、私たち理性的存在者の義務の内容にある特定の仕方に関与していること、すなわち、「その幸福が問題となる存在 (being with a happiness at stake)」として位置付けられることを意味する (p. 177)。また、レーガンも義務論的なアプローチをとるが、動物固有の価値を根拠にして道徳的配慮を与えるという点では、ミュラーとは対照的な立場にある。ミュラーはこのことを端的に「義務第一、価値第一ではない (duty first, not value first)」と表現している (p. 178)。

次に、主流な動物権利論との重要な違いは、ミュラーの見解は権利よりも義務が第一にあるというカント的立場に基づいているという点である。道徳的権利や請求から義務を認識するのではなく、義務の拘束性が第一義的なのである。これはミュラーのアプローチをカント的にしている特徴であり、これは「義務は権利や請求に優先される (Duties over rights and claims)」と表現される (p. 179)。つまり、他人の権利に応答する仕方では道徳的配慮をする義務があるという発想ではなく、義務の拘束性は自律 (一人称的) から生じ、その内容として他者の幸福促進 (道徳的配慮) があるという発想である。

ミュラーの Kantianism for Animals は、動物を道徳的配慮の対象に含めるためのカント主義の修正を目的としているため、厳密にカントの記述に基づくわけではない。この試みは、カント的な動物倫理に関する新しい魅力的な議論を提供すると同時に、どこまでカントを使う必然性があるのか、という懸念も抱かせるはずである。本稿はその懸念として、「義務の相互性」と「動物の目的」という二点に言及する。

ミュラーは、尊敬の義務を自己に対する不驕傲の義務と解釈することで、動物に対しても不驕傲という態度をとる義務があると述べた。すなわち、ミュラーのカント主義では、尊敬の義務によって動物が義務の対象から排除されないということを示したことになる。しかし、カントが『徳論』で尊敬を愛との対比で「斥力」と表現するときの主眼は、「他人の尊厳を奪うことの禁止」にある (VI : 450)。それゆえ、愛の義務は相互に接近する「引力」であるのに対して、尊敬の義務は相互の距離を保つ「斥力」となる。そして、尊厳の根拠となるのは、それが目的それ自体として扱われるべき自律的な存在だからである (VI : 462, IV : 436)。そうであれば、ここにはミュラーが拒絶した目的それ自体としての人間性の内なる人格に認められる絶対的価値という問題が再浮上するように思われる。尊敬の義務が命じるものが、自己に対する不驕傲の義務だとしても、尊敬の対象である他者は尊厳という価値を有しているという前提をカントから切り離すことになれば、カントの枠組みから想像よりも大きく離れることになりかねない。

次に、動物の曖昧な幸福追求を、「同時に義務である目的」としてみなすことが可能であるかは、議論の余地がある。カントはなぜ他者の幸福を目的とした親切が義務になるのかを説く際に、それぞれの主体が他者に助けてほしいという欲求をもつことを根拠にしている。カントが言うには、「われわれの自己愛は、他人からも愛されたい (困窮時には助けてほしい)」という欲求と切り離しえないから、われわれは自分を他人の目的としているのであって、そしてこの格率はただ普遍的法則としての資格を有することによってだけ、したがって、他者をもまたわれわれの目的としようとする意志によってだけ、ひとを拘束すること

ができるのであるから、他者の幸福は、同時に義務である目的なのである」(VI: 393)。この一節においてカントは、自分の幸福が他者の目的となることが義務としての拘束力をもつためには、自分もまた他者の幸福を自分の目的としなければならないと主張している。したがって、他者の幸福が義務的目的とされるためには、その他者もまた同様に道徳法則の下にある対等な存在であるという前提が含まれていると考えられる。つまり、「同時に義務である目的」として他者の幸福が追求されるのは、その幸福の担い手である他者もまた、道徳的に行為することが可能な存在である、という平等性が前提されていることになる。そうであれば、動物が人間と平等な道徳的行為者性を持つことを認めない限り、動物の幸福も義務的目的であることを擁護するのはできないように思われる。ミュラーはこの問題については、少なくとも本文の中では対処していない。

結 論

本稿は、動物倫理への新たなカント的アプローチとして、ミュラーが提示する Kantianism for Animals を評価してきた。カント倫理学から肯定的に動物倫理を論じる議論は、ミュラーを筆頭に増えてきているものの、いまだ少数であり、十分なものとはいえない。その状況の中で提示されたミュラーの試みは、これまでのカント的な動物倫理にはない方向性を示したという点で、大きな貢献であることは間違いない。しかし、コースガードや間接義務の議論に比べると、ミュラーが提示した枠組みはまだ評価が定まっておらず、新たな第三の枠組みであると言い切ることは難しい。本稿をきっかけに読者が増え、議論が活発になることを願っている。

謝 辞

本稿は、2024年3月に北海道大学にて開催されたワークショップ「道徳的地位の再考：動物倫理とその先へ」における発表内容に基づいています。本発表は、竹下昌志氏（発表当時：北海道大学、現在：名古屋大学）との共同発表として行われたものであり、ともに議論を深める機会を持てたことに深く感謝いたします。また、当日の議論においてならびに本稿の執筆にあたって貴重なご助言やご示唆を賜ったすべての方々に、心より御礼申し上げます。

参考文献

- Altman, M. C. (2011). *Kant and applied ethics: The uses and limits of Kant's practical philosophy*. Malden: Wiley-Blackwell.
- Camenzind S. (2021). Kantian Ethics and the Animal Turn. On the Contemporary Defence of Kant's Indirect Duty View. *Animals: an open access journal from MDPI*, 11(2), 512. <https://doi.org/10.3390/ani11020512>
- Cholbi, M. (2014). A direct Kantian duty to animals. *Southern Journal of Philosophy*, 52(3), 338–358. <https://doi.org/10.1111/sjp.12079>
- Denis, L. (2000). Kant's conception of duties regarding animals: Reconstruction and reconsideration. *History of Philosophy Quarterly*, 17(4), 405–423.
- Egonsson, D. (1997). Kant's vegetarianism. *The Journal of Value Inquiry*, 31(4), 473–483. <https://doi.org/10.1023/A:1004295530520>
- Garthoff, J. (2020). Against the construction of animal ethical standing. In J. J. Callanan & L. Allais (Eds.), *Kant and animals* (pp. 191–212). Oxford University Press.

- Herman, B. (2018). We are not alone: A place for animals in Kant's ethics. In E. Watkins (Ed.), *Kant on persons and agency* (pp. 174–191). Cambridge University Press.
- Kant, I. (1908). *Kants Gesammelte Schriften*, Hrsg. von der Königlichen Preußischen Akademie der Wissenschaften und Nachfolgern.
- Korsgaard, C. M. (2018). *Fellow creatures: Our obligations to the other animals*. Oxford: Oxford University Press.
- Müller, N. D. (2022). *Kantianism for animals: A radical Kantian animal ethic*. New York: Palgrave Macmillan.
- (2022). Korsgaard's Duties towards Animals: Two Difficulties. *Relations: Beyond Anthropocentrism*, 10(1), 9–26.
- Regan, T. (1983). *The case for animal rights*. Berkeley: University of California Press. (Original work published 1983)
- Singer, P. (2002). *Animal liberation*. HarperCollins.
- Timmermann, J. (2005). When the tail wags the dog: Animal welfare and indirect duty in Kantian ethics. *Kantian Review*, 10, 127–149. <https://doi.org/10.1017/S1369415400002168>
- Wood, A. W. (1998). Kant on duties regarding nonrational nature. *Aristotelian Society Supplementary Volume*, 72(1), 189–210. <https://doi.org/10.1111/1467-8349.00042>
- 中村涼 (2024). 「『自然物に関する義務』再考——カント義務論に見る環境倫理の可能性——」『フィロソフィア』 (111), 93-105.